**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

**○外務省令第九号**

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

**第一条**　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 25 | 40 | 40 |
| 90 | 140 | 140 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 90 | 140 | 140 |
| 25 | 40 | 40 |

別表第二中

| グルジア | クロアチア |
|---|---|
| ラリ | クーナ |
| 13 | 45 |
| 13 | 45 |
| 1 | 5 |

を

| クロアチア | ジョージア |
|---|---|
| クーナ | ラリ |
| 45 | 13 |
| 45 | 13 |
| 5 | 1 |

に改める。

別表第三中

| グルジア | クロアチア |
|---|---|
| ラリ | クーナ |
| 79 | 280 |
| 159 | 555 |
| 79 | 280 |

を

| クロアチア | ジョージア |
|---|---|
| クーナ | ラリ |
| 280 | 79 |
| 555 | 159 |
| 280 | 79 |

に改める。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表を次のように改める。

別表中

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| グルジア | ラリ | 254 | 175 | 95 | 95 |
| クロアチア | クーナ | 890 | 610 | 335 | 335 |

を

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| クロアチア | クーナ | 890 | 610 | 335 | 335 |
| ジョージア | ラリ | 254 | 175 | 95 | 95 |

に改める。

附則第三項の表中

| グルジア | クロアチア |
|---|---|
| ラリ | クーナ |
| 38 | 135 |
| 10<br>25 | 35<br>90 |
| 6 | 20 |

を

| クロアチア | ジョージア |
|---|---|
| クーナ | ラリ |
| 135 | 38 |
| 35<br>90 | 10<br>25 |
| 20 | 6 |

に改める。

**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。